

上ノ国町強靱化計画

平成30年10月

【目 次】

第1章	はじめに	
1	国土強靱化の背景	2
2	強靱化の基本的な考え方	2
3	取組を推進するための方針	3
第2章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	4
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	4
3	評価の実施手順	5
4	評価結果	5
第3章	上ノ国町強靱化のための施策プログラム	
1	施策プログラム策定の考え方	6
2	施策推進の指標となる目標値の設定	6
	【上ノ国町強靱化のための施策プログラム一覧】	7
第4章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	27
2	計画の推進方法	27
【別表】	上ノ国町強靱化に関する脆弱性評価	28
	上ノ国町「起きてはならない最悪の事態」と分野別施策との整理対照表	38

第1章 はじめに

1 国土強靱化の背景

わが国では、2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。また、北海道においては、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」が2015年3月に策定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

このようなことから、本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるとともに、国・北海道全体の強靱化を進める上からも不可欠な課題であることから、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

よって、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「上ノ国町強靱化計画」を策定する。

2 強靱化の基本的な考え方

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、本町の第5次上ノ国総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。

＜本町強靱化の目標＞

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

3 取組を推進するための方針

本計画は、町民や関係機関等との協働により進めるとともに、庁内各課の横断的な推進体制を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた取組を推進する。

また、成果指標による進捗管理を通じて、必要に応じた事業の見直しを行うなど効果的に推進する。

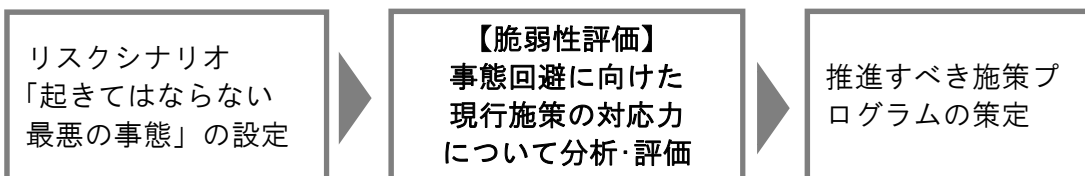
第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本町としても、本計画に掲げる上ノ国町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内での大規模自然災害に加え、町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本町の対応力についても併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

リスクシナリオは、国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」と整合性を図るとともに、北海道並びに檜山管内各町と一体的な取組ができるものとする。

また、本町の地域特性等を踏まえ、施策の重複などを勘案し、区分の整理・統合・絞り込み等を行うこととする。

以上のことから、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオは、北海道と同じ7つのカテゴリーと21の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 21 の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生
		6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

前項で定めた 21 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

4 評価結果

脆弱性評価の結果は、巻末の別表「上ノ国町強靱化に関する脆弱性評価」のとおり。

第3章 上ノ国町強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方

第2章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「上ノ国町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、21の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

なお、施策の推進にあたっては、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮する必要があることから、本町の総合計画に掲げる基本目標の実現を図るとともに、本町の強靱化を国・北海道の強靱化へとつなげるため、総合計画の方向に沿った取組や、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、実施することとする。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、総合計画等に掲げる指標を目標値に設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じて目標値の見直しや新たな設定を行う。

【上ノ国町強靱化のための施策プログラム一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した21の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載
- ・ 当該施策の推進に関連する分野（第5次上ノ国町総合計画における分野）を各施策の末尾に【 】書きで記載
- ・ プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、これらの施策については、特に関わりのある「最悪の事態」ごとに掲載する。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、建築物等の耐震化促進、緊急時の情報通信体制の充実など、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めます。また、有事等の緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき住民の安全確保に努めます。【防災対策の推進】
- 防災拠点として位置付けている役場庁舎の耐震化を図ります。（実施済）
【防災対策の推進】
- 住民の健康増進を図るため、地域スポーツセンターを建設します。（実施済）
【スポーツ・文化活動の推進】

（建築物等の老朽化対策）

- 医療体制の充実を図るため、施設や医療機器の整備に努めます。
【地域医療の充実】
- 保育所及び学童保育を兼ね備えた総合子育て支援センターを整備します。
（実施中）【子育て支援の充実】
- 防災拠点として位置付けている役場庁舎の耐震化を図ります。（実施済）
【防災対策の推進】（再掲）
- 住民の理解と協力を求めながら、特定環境保全公共下水道事業・合併浄化槽整備事業を進めます。また、すでに共用を開始している区域については、接続を促進するとともに施設の適正管理に努めます。【環境保全の推進】
- 老朽化した水道施設の改善を図り、事務事業の合理化、水道施設維持管理の効率化や経費の節減など水道事業の健全運営に努めます。【生活環境の整備】

- 住民の居住環境の向上と地域経済の活性化対策の一環として、リフォームに要した費用に対して支援します。【生活環境の整備】
- 公営住宅を改善し、長寿命化と快適な住環境を促進します。【生活環境の整備】
- 町内全域の空家等実態調査を行い、空家の利活用と危険空家対策につなげていきます。【生活環境の整備】
- 道路、橋りょうなどの老朽化にともない、安全性を確保できるよう点検及び補修を実施します。【道路・交通・通信基盤の充実】
- 住民の健康増進を図るため、地域スポーツセンターを建設します。(実施済)
【スポーツ・文化活動の推進】(再掲)
- 地域住民のふれあいの場、活動の場として、集会施設の維持管理を行うとともに、既存施設をコミュニティ施設として有効活用することについて検討します。【コミュニティ活動の推進】

(避難場所等の指定・整備)

- 避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、建築物等の耐震化促進、緊急時の情報通信体制の充実など、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めます。また、有事等の緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき住民の安全確保に努めます。【防災対策の推進】(再掲)
- 防災拠点として位置付けている役場庁舎の耐震化を図ります。(実施済)
【防災対策の推進】(再掲)
- 住民の交流・憩いの場の形成のため、新たな公園を整備します。
【生活環境の整備】
- 住民の健康増進を図るため、地域スポーツセンターを建設します。(実施済)
【スポーツ・文化活動の推進】(再掲)

(緊急輸送道路等の整備)

- 広域的な交通アクセスの向上に向け、高規格幹線道路の整備促進をはじめ、未改良区間等の早期整備を関係期間に積極的に要請します。
【道路・交通・通信基盤の充実】
- 国道・道道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、町道の整備を計画的・効率的に進めます。
【道路・交通・通信基盤の充実】
- 道路整備にあたっては、危険箇所の改善、歩行空間の確保など安全性や災害時への対応、バリアフリー化、環境・景観に配慮した、安全で快適な道づくりを進めます。また、地域・住民と連携しながら道路の維持管理に努めます。
【道路・交通・通信基盤の充実】
- 道路、橋りょうなどの老朽化にともない、安全性を確保できるよう点検及び補修を実施します。【道路・交通・通信基盤の充実】(再掲)

(啓発活動等の取組推進)

- 避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、建築物等の耐震化促進、緊急時の情報通信体制の充実など、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めます。また、有事等の緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき住民の安全確保に努めます。【防災対策の推進】(再掲)
- 防災マップ、ハザードマップ等による啓発・情報提供の充実や、地域及び各地区での防災訓練の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成・強化など住民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。
【防災対策の推進】
- 災害時等において住民へ迅速な情報伝達を行うため、防災行政無線施設の適正な管理を図ります。【防災対策の推進】
- 住民を対象とした防火講習会・消火訓練、AEDによる応急処置講習会などを開催し、火災予防・初期消火・救命処置の知識の普及を進めます。
【安全・安心な環境づくりの推進】
- 町内全域に整備したインターネット環境を利用し、Wi-Fi環境の整備を図ります。【道路・交通・通信基盤の充実】
- 町内会が取り組む美化活動や住民意識の高揚に資する活動等について交付金を交付します。【コミュニティ活動の推進】

《指 標》

・特定建築物の耐震化率	100% (H27→H31)
・住宅リフォーム支援件数	100件 (H27→H31)
・公営住宅長寿命化	6棟46戸 (H27→H31)
・空き家対策の実施(利活用)	5件 (H27→H31)
・空き家対策の実施(解体)	20件 (H27→H31)
・道路等の危険施設解消	30施設 (H27→H31)
・コミュニティ活動参加人数	40,000人 (H27→H31)

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備)

- 避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、建築物等の耐震化促進、緊急時の情報通信体制の充実など、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めます。また、有事等の緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき住民の安全確保に努めます。【防災対策の推進】(再掲)
- 防災マップ、ハザードマップ等による啓発・情報提供の充実や、地域及び各地区での防災訓練の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成・強化など住民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。
【防災対策の推進】(再掲)
- 災害時等において住民へ迅速な情報伝達を行うため、防災行政無線施設の適正な管理を図ります。【防災対策の推進】(再掲)
- 町内会が取り組む美化活動や住民意識の高揚に資する活動等について交付金を交付します。【コミュニティ活動の推進】(再掲)

(砂防設備等の整備)

- 森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、また、森林と水産業との関連を考慮した森づくりの視点に立ち、住民及び関係者による植樹活動を進めます。
【農林業の振興】
- 林業生産基盤の整備に努めることにより、計画的かつ効率的森林施業の推進を図ります。
【農林業の振興】
- 土砂災害防止のための急傾斜地崩壊対策をはじめ、護岸の整備、山地災害防止など治山・治水対策を進めます。【防災対策の推進】

《指 標》

・ コミュニティ活動参加人数 40,000 人 (H27→H31)

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波避難体制の整備)

- 避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、建築物等の耐震化促進、緊急時の情報通信体制の充実など、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めます。また、有事等の緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき住民の安全確保に努めます。【防災対策の推進】(再掲)

- 防災マップ、ハザードマップ等による啓発・情報提供の充実や、地域及び各地区での防災訓練の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成・強化など住民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。
【防災対策の推進】（再掲）
- 災害時等において住民へ迅速な情報伝達を行うため、防災行政無線施設の適正な管理を図ります。【防災対策の推進】（再掲）
- 町内会が取り組む美化活動や住民意識の高揚に資する活動等について交付金を交付します。【コミュニティ活動の推進】（再掲）

（海岸保全施設等の整備）

- 漁港施設、海岸保全施設の整備を進めるとともに、漁礁、産卵礁、増養殖場の造成等により漁場の整備に努めます。【水産業の振興】
- 土砂災害防止のための急傾斜地崩壊対策をはじめ、護岸の整備、山地災害防止など治山・治水対策を進めます。【防災対策の推進】（再掲）

《指 標》

・ コミュニティ活動参加人数 40,000 人（H27→H31）

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

（洪水・内水ハザードマップの作成）

- 避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、建築物等の耐震化促進、緊急時の情報通信体制の充実など、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めます。また、有事等の緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき住民の安全確保に努めます。【防災対策の推進】（再掲）
- 防災マップ、ハザードマップ等による啓発・情報提供の充実や、地域及び各地区での防災訓練の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成・強化など住民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。
【防災対策の推進】（再掲）
- 災害時等において住民へ迅速な情報伝達を行うため、防災行政無線施設の適正な管理を図ります。【防災対策の推進】（再掲）
- 町内会が取り組む美化活動や住民意識の高揚に資する活動等について交付金を交付します。【コミュニティ活動の推進】（再掲）

（河川改修等の治水対策）

- 老朽化が進んでいる用水路の改修を行い、区画の不整形や狭小で排水不良が解消されていない区域を底上げし、農業経営の安定化を図ります。

【農林業の振興】

- 林業生産基盤の整備に努めることにより、計画的かつ効率的森林施業の推進を図ります。【農林業の振興】（再掲）
- 土砂災害防止のための急傾斜地崩壊対策をはじめ、護岸の整備、山地災害防止など治山・治水対策を進めます。【防災対策の推進】（再掲）

《指 標》

・ コミュニティ活動参加人数 40,000 人 (H27→H31)

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

（暴風雪時における道路管理体制の強化）

- 避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、建築物等の耐震化促進、緊急時の情報通信体制の充実など、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めます。また、有事等の緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき住民の安全確保に努めます。【防災対策の推進】（再掲）
- 防災マップ、ハザードマップ等による啓発・情報提供の充実や、地域及び各地区での防災訓練の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成・強化など住民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。
【防災対策の推進】（再掲）
- 災害時等において住民へ迅速な情報伝達を行うため、防災行政無線施設の適正な管理を図ります。【防災対策の推進】（再掲）
- 町内全域に整備したインターネット環境を利用し、Wi-Fi環境の整備を図ります。【道路・交通・通信基盤の充実】（再掲）
- 道路、橋りょうなどの老朽化にともない、安全性を確保できるよう点検及び補修を実施します。【道路・交通・通信基盤の充実】（再掲）

（除雪体制の確保）

- 道路整備にあたっては、危険箇所改善、歩行空間の確保など安全性や災害時への対応、バリアフリー化、環境・景観に配慮した、安全で快適な道づくりを進めます。また、地域・住民と連携しながら道路の維持管理に努めます。

【道路・交通・通信基盤の充実】（再掲）

《指 標》

・ 道路等の危険施設解消 30 施設 (H27→H31)

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、建築物等の耐震化促進、緊急時の情報通信体制の充実など、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めます。また、有事等の緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき住民の安全確保に努めます。【防災対策の推進】(再掲)
- 防災マップ、ハザードマップ等による啓発・情報提供の充実や、地域及び各地区での防災訓練の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成・強化など住民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。
【防災対策の推進】(再掲)
- 災害時等において住民へ迅速な情報伝達を行うため、防災行政無線施設の適正な管理を図ります。【防災対策の推進】(再掲)
- 町内全域に整備したインターネット環境を利用し、Wi-Fi環境の整備を図ります。【道路・交通・通信基盤の充実】(再掲)
- 住民の健康増進を図るため、地域スポーツセンターを建設します。(実施済)
【スポーツ・文化活動の推進】(再掲)
- 町内会が取り組む美化活動や住民意識の高揚に資する活動等について交付金を交付します。【コミュニティ活動の推進】(再掲)

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 住民の健康増進を図るため、地域スポーツセンターを建設します。(実施済)
【スポーツ・文化活動の推進】(再掲)
- 地域住民のふれあいの場、活動の場として、集会施設の維持管理を行うとともに、既存施設をコミュニティ施設として有効活用することについて検討します。【コミュニティ活動の推進】

《指 標》

・コミュニティ活動参加人数 40,000人 (H27→H31)

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化)

- 町内全域に整備したインターネット環境を利用し、のWi-Fi環境の整備を図ります。【道路・交通・通信基盤の充実】(再掲)

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 緊急通報システムや高齢者見守りネットワークなどを活用して、高齢者が安心して暮らせる住みよいまちづくりを進めます。また、介護保険制度の適切な利用を促進し、在宅生活等の支援に努めます。【高齢者福祉の充実】
- 避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、建築物等の耐震化促進、緊急時の情報通信体制の充実など、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めます。また、有事等の緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき住民の安全確保に努めます。【防災対策の推進】（再掲）
- 災害時等において住民へ迅速な情報伝達を行うため、防災行政無線施設の適正な管理を図ります。【防災対策の推進】（再掲）
- 町内全域に整備したインターネット環境を利用し、Wi-Fi環境の整備を図ります。【道路・交通・通信基盤の充実】（再掲）
- 町内会が取り組む美化活動や住民意識の高揚に資する活動等について交付金を交付します。【コミュニティ活動の推進】（再掲）

（観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 関係団体と連携し、施設のバリアフリー化を図り、障がい者の交流人口拡大を図ります。【観光の振興】
- 道の駅もんじゅへの来場者の利便性を図るため、トイレの改修、EV充電器の設置及び駐車場の環境整備を実施します。【観光の振興】（実施中）
- 湯ノ岱温泉・花沢温泉の立て替え及び周辺環境整備を実施し、利用者の利便性向上及び交流人口拡大を図ります。【観光の振興】
- 町内の名所を観光客へPRするため、新日本歩く道（天の川と戦国時代の山城を訪ねるみち）などに案内標識の整備を図ります。【観光の振興】
- 健康な暮らしを支えるため、各種予防接種や悩ドックなどの費用に対して支援します。【健康づくりの推進】
- 住民の健康増進を図るため、特定健診及び各種がん検診事業を実施するとともに保健指導、健康教育を行います。【健康づくりの推進】（再掲）
- 保育所及び学童保育を兼ね備えた総合子育て支援センターを整備します。
(実施中)【子育て支援の充実】
- 緊急通報システムや高齢者見守りネットワークなどを活用して、高齢者が安心して暮らせる住みよいまちづくりを進めます。また、介護保険制度の適切な利用を促進し、在宅生活等の支援に努めます。【高齢者福祉の充実】（再掲）
- 関係機関と連携して、災害時要援護者名簿等の作成、把握、共有など横断的な避難支援体制の整備を図ります。【防災対策の推進】
- 災害時等において住民へ迅速な情報伝達を行うため、防災行政無線施設の適正な管理を図ります。【防災対策の推進】（再掲）

- 公共交通機関の利用が困難と認められる者に対し、移送用車両により送迎を行います。【生活環境の整備】
- 地域住民の移動手段を確保するため、生活路線バスの維持対策を実施します。
【道路・交通・通信基盤の整備】
- 町内会が取り組む美化活動や住民意識の高揚に資する活動等について交付金を交付します。【コミュニティ活動の推進】（再掲）

（地域防災活動、防災教育の推進）

- 防災マップ、ハザードマップ等による啓発・情報提供の充実や、地域及び各地区での防災訓練の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成・強化など住民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。
【防災対策の推進】（再掲）
- 災害時等において住民へ迅速な情報伝達を行うため、防災行政無線施設の適正な管理を図ります。【防災対策の推進】（再掲）
- 町内会が取り組む美化活動や住民意識の高揚に資する活動等について交付金を交付します。【コミュニティ活動の推進】（再掲）

《指 標》

・観光ガイド利用者数	500人（H27→H31）
・妊婦一般健康診査受診率	100%（H27→H31）維持
・特定健康診査受診率	50%（H27→H31）
・保育適齢児童数に対する保育充足率	90%（H27→H31）
・学童保育利用者数	150人（H27→H31）
・生活バス路線	2路線（H27→H31）維持
・道路等の危険施設解消	30施設（H27→H31）
・コミュニティ活動参加人数	40,000人（H27→H31）

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 老朽化した水道施設の改善を図り、事務事業の合理化、水道施設維持管理の効率化や経費の節減など水道事業の健全運営に努めます。
【生活環境の整備】（再掲）

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 本町において医師・看護師として業務に従事しようとする者に対し修学に必要な資金を支援します。【雇用・労働対策の充実】
- 関係機関と連携・協力して、夜間・休日の救急医療体制の充実を図ります。
【地域医療の充実】
- 医療法人雄心会江差脳神経外科クリニックが実施する救急医療及び救急搬送に係る経費を上ノ国町・江差町・厚沢部町・乙部町の4町で負担します。
【地域医療の充実】
- 避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、建築物等の耐震化促進、緊急時の情報通信体制の充実など、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めます。また、有事等の緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき住民の安全確保に努めます。【防災対策の推進】(再掲)
- 防災マップ、ハザードマップ等による啓発・情報提供の充実や、地域及び各地区での防災訓練の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成・強化など住民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。
【防災対策の推進】(再掲)
- 災害時等において住民へ迅速な情報伝達を行うため、防災行政無線施設の適正な管理を図ります。【防災対策の推進】(再掲)
- 消防体制の基盤強化を図るため、消防施設、消防車・救急車等車両・資機材の整備及び消防職員の確保と消防活動を効果的なものとするため、活動体制の充実強化を図ります。また、今後の常備消防の広域化に基づく体制整備を推進するとともに、消防救急無線のデジタル化など常備消防・救急体制の更なる充実強化を図ります。【安全・安心な環境づくりの推進】
- 住民を対象とした防火講習会・消火訓練、AEDによる応急処置講習会などを開催し、火災予防・初期消火・救命処置の知識の普及を進めます。
【安全・安心な環境づくりの推進】(再掲)
- 町内会が取り組む美化活動や住民意識の高揚に資する活動等について交付金を交付します。【コミュニティ活動の推進】(再掲)

(非常用物資の備蓄促進)

- 避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、建築物等の耐震化促進、緊急時の情報通信体制の充実など、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めます。また、有事等の緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき住民の安全確保に努めます。【防災対策の推進】(再掲)

《指 標》

・ 修学資金制度利用者数	10 件 (H27→H31)
・ 地域医療の拠点形成	1ヶ所 (H27→H31) 維持
・ コミュニティ活動参加人数	40,000 人 (H27→H31)

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 本町において医師・看護師として業務に従事しようとする者に対し修学に必要な資金を支援します。【雇用・労働対策の充実】(再掲)
- 関係機関と連携・協力して、夜間・休日の救急医療体制の充実を図ります。
【地域医療の充実】(再掲)
- 医療法人雄心会江差脳神経外科クリニックが実施する救急医療及び救急搬送に係る経費を上ノ国町・江差町・厚沢部町・乙部町の4町で負担します。
【地域医療の充実】(再掲)
- 避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、建築物等の耐震化促進、緊急時の情報通信体制の充実など、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めます。また、有事等の緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき住民の安全確保に努めます。【防災対策の推進】(再掲)
- 防災マップ、ハザードマップ等による啓発・情報提供の充実や、地域及び各地区での防災訓練の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成・強化など住民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。
【防災対策の推進】(再掲)
- 災害時等において住民へ迅速な情報伝達を行うため、防災行政無線施設の適正な管理を図ります。【防災対策の推進】(再掲)
- 消防体制の基盤強化を図るため、消防施設、消防車・救急車等車両・資機材の整備及び消防職員の確保と消防活動を効果的なものとするため、活動体制の充実強化を図ります。また、今後の常備消防の広域化に基づく体制整備を推進するとともに、消防救急無線のデジタル化など常備消防・救急体制の更なる充実強化を図ります。【安全・安心な環境づくりの推進】
- 消防団の重要性等に関する住民意識の啓発を図りながら、団員補充対策の強化や研修・訓練の充実による団員の資質の向上など、消防団活性化対策を進めます。【安全・安心な環境づくりの推進】(再掲)
- 住民を対象とした防火講習会・消火訓練、AEDによる応急処置講習会などを開催し、火災予防・初期消火・救命処置の知識の普及を進めます。
【安全・安心な環境づくりの推進】(再掲)
- 町内会が取り組む美化活動や住民意識の高揚に資する活動等について交付金を交付します。【コミュニティ活動の推進】(再掲)

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 災害時等において住民へ迅速な情報伝達を行うため、防災行政無線施設の適正な管理を図ります。【防災対策の推進】(再掲)

- 消防体制の基盤強化を図るため、消防施設、消防車・救急車等車両・資機材の整備及び消防職員の確保と消防活動を効果的なものとするため、活動体制の充実強化を図ります。また、今後の常備消防の広域化に基づく体制整備を推進するとともに、消防救急無線のデジタル化など常備消防・救急体制の更なる充実強化を図ります。【安全・安心な環境づくりの推進】（再掲）
- 町内全域に整備したインターネット環境を利用し、のW i - F i環境の整備を図ります。【道路・交通・通信基盤の充実】（再掲）

《指 標》

- | | |
|--------------|------------------|
| ・ 修学資金制度利用者数 | 10 件 (H27→H31) |
| ・ 地域医療の拠点形成 | 1ヶ所 (H27→H31) 維持 |

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

（被災時の医療支援体制の強化）

- 本町において医師・看護師として業務に従事しようとする者に対し修学に必要な資金を支援します。【雇用・労働対策の充実】（再掲）
- 医療体制の充実を図るため、施設や医療機器の整備に努めます。
【地域医療の充実】（再掲）
- 関係機関と連携・協力して、夜間・休日の救急医療体制の充実を図ります。
【地域医療の充実】（再掲）
- 医療法人雄心会江差脳神経外科クリニックが実施する救急医療及び救急搬送に係る経費を上ノ国町・江差町・厚沢部町・乙部町の4町で負担します。
【地域医療の充実】（再掲）
- 避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、建築物等の耐震化促進、緊急時の情報通信体制の充実など、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めます。また、有事等の緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき住民の安全確保に努めます。【防災対策の推進】（再掲）

（災害時における福祉的支援）

- 公共交通機関の利用が困難と認められる者に対し、移送用車両により送迎を行います。【生活環境の整備】
- 啓発活動により、住民ボランティア意識の普及を図ります。
【地域福祉の充実】
- 社会福祉協議会やボランティア団体等の活動支援に努めます。
【地域福祉の充実】

(防疫対策)

- 健康な暮らしを支えるため、各種予防接種や悩ドックなどの費用に対して支援します。【健康づくりの推進】(再掲)
- 住民の健康増進を図るため、特定健診及び各種がん検診事業を実施するとともに保健指導、健康教育を行います。【健康づくりの推進】(再掲)

《指 標》

- | | |
|-------------|------------------|
| ・ 特定健康診査受診率 | 50% (H27→H31) |
| ・ 地域医療の拠点形成 | 1箇所 (H27→H31) 維持 |

3. 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化)

- 防災マップ、ハザードマップ等による啓発・情報提供の充実や、地域及び各地区での防災訓練の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成・強化など住民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。
【防災対策の推進】(再掲)
- 災害時等において住民へ迅速な情報伝達を行うため、防災行政無線施設の適正な管理を図ります。【防災対策の推進】(再掲)
- 防災拠点として位置付けている場庁舎の耐震化を図ります。(実施済)
【防災対策の推進】(再掲)
- 消防団の重要性等に関する住民意識の啓発を図りながら、団員補充対策の強化や研修・訓練の充実による団員の資質の向上など、消防団活性化対策を進めます。【安全・安心な環境づくりの推進】(再掲)

(行政の業務継続体制の整備)

- 避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、建築物等の耐震化促進、緊急時の情報通信体制の充実など、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めます。また、有事等の緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき住民の安全確保に努めます。【防災対策の推進】(再掲)
- 災害時等において住民へ迅速な情報伝達を行うため、防災行政無線施設の適正な管理を図ります。【防災対策の推進】(再掲)
- 消防体制の基盤強化を図るため、消防施設、消防車・救急車等車両・資機材の整備及び消防職員の確保と消防活動を効果的なものとするため、活動体制の

充実強化を図ります。また、今後の常備消防の広域化に基づく体制整備を推進するとともに、消防救急無線のデジタル化など常備消防・救急体制の更なる充実強化を図ります。【安全・安心な環境づくりの推進】（再掲）

- 町内全域に整備したインターネット環境を利用し、Wi-Fi環境の整備を図ります。【道路・交通・通信基盤の充実】（再掲）

（広域応援・受援体制の整備）

- 消防体制の基盤強化を図るため、消防施設、消防車・救急車等車両・資機材の整備及び消防職員の確保と消防活動を効果的なものとするため、活動体制の充実強化を図ります。また、今後の常備消防の広域化に基づく体制整備を推進するとともに、消防救急無線のデジタル化など常備消防・救急体制の更なる充実強化を図ります。【安全・安心な環境づくりの推進】（再掲）
- 共通の課題を持つ自治体間での連携協力により、人と経済・文化の交流による相互の発展、産業、地域活性化を図ります。【広域行政の推進】（再掲）

《指 標》

・ 広域連携による事業数 3 事業（H27→H31）

4. ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

（再生可能エネルギーの導入拡大等）

- 自然環境を生かした風力発電等による環境負荷の少ない自然エネルギー活用と検討を進めます。【新エネルギーの導入促進】

（電力基盤等の整備）

- 自然環境を生かした風力発電等による環境負荷の少ない自然エネルギー活用と検討を進めます。【新エネルギーの導入促進】（再掲）

（石油燃料供給の確保）

- 避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、建築物等の耐震化促進、緊急時の情報通信体制の充実など、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めます。また、有事等の緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき住民の安全確保に努めます。【防災対策の推進】（再掲）

《指 標》

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備)

- 農業者が行う有機質の施用による土づくりの推進や客土、排水対策などのほ場改良を支援することにより、農産物の品質及び収量向上に繋がります。
【農林業の振興】
- 効率的かつ安定的な農業生産及び農業者自らが品質向上を目指す取組に対して支援し、農業者の所得及び生産効率の向上に繋がります。【農林業の振興】
- 老朽化が進んでいる用水路の改修を行い、区画の不整形や狭小で排水不良が解消されていない区域を底上げし、農業経営の安定化を図ります。
【農林業の振興】(再掲)
- 次代の農業を担う技術や経営能力に優れた農業従事者の育成及び確保に努めます。また、新規就農者及び女性農業者等の研修や調査研究に対し支援を行います。【農林業の振興】
- 漁港施設、海岸保全施設の整備を進めるとともに、漁礁、産卵礁、増養殖場の造成等により漁場の整備に努めます。【水産業の振興】(再掲)
- アワビやウニの放流により資源の増大を図るとともに、身入りの悪いウニなどは餌が豊富な漁場に移植するなどの漁場管理も行うことにより、漁家経営の安定化を図ります。【水産業の振興】
- 日本海地域における増養殖漁業の実証・導入、未利用・低利用資源有効活用等の取組を推進するために必要な施設整備等に対して支援します。
【水産業の振興】
- エゾバカ貝資源量や漁場調査、放流アワビ・放流ナマコの放流効果や資源量を把握し、効率的な漁獲を推進するために経費に対して支援します。
【水産業の振興】
- 関係団体等と連携し、ニシンの資源増大を図り、漁業計画等の向上を図ります。【水産業の振興】
- 次代の漁業を担う技術や経営能力に優れた漁業従事者の育成及び確保に努めます。また、新規就漁者の研修や調査研究に対し支援を行います。
【水産業の振興】

（食料品の販路拡大・産地備蓄の推進）

- 地場水産物の付加価値や認知度の向上、消費拡大など販路拡大を図る取組に対して支援します。【水産業の振興】
- 地場農水産物の付加価値や認知度の向上など販路拡大への取組に対して支援します。【商工業の振興】
- 人口の多い都市圏（東京、札幌、函館等）で物産PRを実施し、販路拡大の取組を実施します。【商工業の振興】
- （株）上ノ国町観光振興公社を地域商社化し、付加価値の高い特産品の開発や販路拡大及び交流人口の拡大を図ります。この取組のため施設改修を実施します。【商工業の振興】
- 檜山管内7町と東京都大田区との連携により、交流人口拡大及び特産品の販路拡大を図ります。【観光の振興】

《指 標》

・新規就農者及び後継者数	3人（H27→H31）
・認定農業者数	8人（H27→H31）
・施設園芸推進者数	5人（H27→H31）
・漁業後継者	2人（H27→H31）
・養殖漁業導入者	3人（H27→H31）
・新たな加工品の開発	1件（H27→H31）
・ふるさと納税返礼品個数	16,000個増（H27→H31）
・催事出展者数	2件（H27→H31）

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

（水道施設等の防災対策）

- 老朽化した水道施設の改善を図り、事務事業の合理化、水道施設維持管理の効率化や経費の節減など水道事業の健全運営に努めます。

【生活環境の整備】（再掲）

（下水道施設等の防災対策）

- 住民の理解と協力を求めながら、特定環境保全公共下水道事業・合併浄化槽整備事業を進めます。また、すでに共用を開始している区域については、接続を促進するとともに施設の適正管理に努めます。【環境保全の推進】（再掲）

《指 標》

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの整備)

- 広域的な交通アクセスの向上に向け、高規格幹線道路の整備促進をはじめ、未改良区間等の早期整備を関係期間に積極的に要請します。
【道路・交通・通信基盤の充実】(再掲)
- 国道・道道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、町道の整備を計画的・効率的に進めます。
【道路・交通・通信基盤の充実】(再掲)
- 道路整備にあたっては、危険箇所の改善、歩行空間の確保など安全性や災害時への対応、バリアフリー化、環境・景観に配慮した、安全で快適な道づくりを進めます。また、地域・住民と連携しながら道路の維持管理に努めます。
【道路・交通・通信基盤の充実】(再掲)
- 地域住民の移動手段を確保するため、生活路線バスの維持対策を実施します。
【道路・交通・通信基盤の整備】(再掲)
- 道路、橋りょうなどの老朽化にともない、安全性を確保できるよう点検及び補修を実施します。【道路・交通・通信基盤の充実】(再掲)

(道路施設の防災対策等)

- 避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、建築物等の耐震化促進、緊急時の情報通信体制の充実など、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めます。また、有事等の緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき住民の安全確保に努めます。【防災対策の推進】(再掲)
- 災害時等において住民へ迅速な情報伝達を行うため、防災行政無線施設の適正な管理を図ります。【防災対策の推進】(再掲)
- 道路、橋りょうなどの老朽化にともない、安全性を確保できるよう点検及び補修を実施します。【道路・交通・通信基盤の充実】(再掲)

《指 標》

・生活バス路線	2 路線 (H27→H31) 維持
・道路等の危険施設解消	30 施設 (H27→H32)

5. 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 町内全域のWi-Fi環境の整備を図り、町有施設の有効利用等により企業及び個人企業者の誘致につなげます。【商工業の振興】

(企業の業務継続体制の強化)

- 避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、建築物等の耐震化促進、緊急時の情報通信体制の充実など、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めます。また、有事等の緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき住民の安全確保に努めます。【防災対策の推進】(再掲)
- 防災マップ、ハザードマップ等による啓発・情報提供の充実や、地域及び各地区での防災訓練の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成・強化など住民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。
【防災対策の推進】(再掲)

(被災企業等への金融支援)

- 総合計画に該当施策なし

《指 標》

・ 企業誘致数 1 件 (H27→H32)

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、建築物等の耐震化促進、緊急時の情報通信体制の充実など、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めます。また、有事等の緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき住民の安全確保に努めます。【防災対策の推進】(再掲)

《指 標》

6. 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次被害の発生

- 該当施設なし

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(森林の整備・保全)

- 森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、また、森林と水産業との関連を考慮した森づくりの視点に立ち、住民及び関係者による植樹活動を進めます。
【農林業の振興】(再掲)
- 林業生産基盤の整備に努めることにより、計画的かつ効率的森林施業の推進を図ります。【農林業の振興】(再掲)
- 土砂災害防止のための急傾斜地崩壊対策をはじめ、護岸の整備、山地災害防止など治山・治水対策を進めます。【防災対策の推進】(再掲)

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農業者が行う有機質の施用による土づくりの推進や客土、排水対策などのほ場改良を支援することにより、農産物の品質及び収量向上に繋がります。
【農林業の振興】(再掲)
- 老朽化が進んでいる用水路の改修を行い、区画の不整形や狭小で排水不良が解消されていない区域を底上げし、農業経営の安定化を図ります。
【農林業の振興】(再掲)

《指 標》

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、建築物等の耐震化促進、緊急時の情報通信体制の充実など、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めます。また、有事等の緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき住民の安全確保に努めます。【防災対策の推進】(再掲)

（地籍調査の実施）

- 総合計画に該当施策なし

《指 標》

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

- 避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、建築物等の耐震化促進、緊急時の情報通信体制の充実など、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めます。また、有事等の緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき住民の安全確保に努めます。【防災対策の推進】（再掲）
- 防災マップ、ハザードマップ等による啓発・情報提供の充実や、地域及び各地区での防災訓練の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成・強化など住民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。
【防災対策の推進】（再掲）
- 町内会が取り組む美化活動や住民意識の高揚に資する活動等について交付金を交付します。【コミュニティ活動の推進】（再掲）

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 総合計画に該当施策なし

（行政職員の活用促進）

- 共通の課題を持つ自治体間での連携協力により、人と経済・文化の交流による相互の発展、産業、地域活性化を図ります。【広域行政の推進】（再掲）

《指 標》

- ・ コミュニティ活動参加人数 40,000人（H27→H31）

第4章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（2018年10月から2023年9月まで）とする。

また、本計画は、本町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、2019年度策定予定の第6次上ノ国町総合計画に併せ、所要の検討を行い、総合計画に一本化を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、本町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【別表】 上ノ国町強靱化に関する脆弱性評価

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（住宅、建築物等の耐震化）

- 住宅・建築物等の耐震化については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 社会福祉施設などの不特定多数が集まる施設の耐震化については、災害時の避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

（建築物等の老朽化対策）

- 公共建築物の老朽化対策について、維持管理や保守、更新等については、必要な取組を進めるとともに、適切に維持管理等を行う必要がある。
- 公営住宅については、老朽ストックの計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。

（避難場所の指定・整備）

- 避難場所については、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の指定及び周知を促進していく必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所の指定についても促進する必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

（緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や道、他の市町村と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を推進する必要がある。

（啓発活動等の取組）

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・特定建築物の耐震化率	85.7% (H26)
・住宅リフォーム支援件数	-件 (H26)
・公営住宅長寿命化	4棟20戸 (H26)
・空き家対策の実施（利活用）	-件 (H26)
・空き家対策の実施（解体）	-件 (H26)
・道路等の危険施設解消	1施設 (H26)
・コミュニティ活動参加人数	8,086人 (H26)

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備等）

- 土砂災害警戒区域の指定状況は、全国と比べて遅れており、区域の指定を推進する必要がある。また、警戒区域については、警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

（砂防設備等の整備、老朽化対策）

- 国及び道において、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等の整備を進めているが、現状では、未整備箇所が数多く残されていることから、引き続き国及び道に対し、施設整備・老朽更新の促進を要請する必要がある。

【指標（現状値）】

・コミュニティ活動参加人数	8,086人 (H26)
---------------	--------------

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生	
【評価結果】	
<p>(津波避難体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道における津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定に基づき津波ハザードマップの見直しを実施したため、避難体制の再整備が求められる。 ○ 避難誘導に役立つ各種標識、表示板等の設置については、道などと連携して整備を促進する必要がある。 <p>(海岸保全施設等の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道において、海岸保全施設の整備を進めているが、整備率は全国を下回っている状況にあり、今後、施設の耐震化対策などを含めて、施設整備の一層の促進を要望する必要がある。 	
【指標（現状値）】	
・コミュニティ活動参加人数	8,086人（H26）

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	
【評価結果】	
<p>(洪水・内水ハザードマップの作成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 近年、増加するゲリラ豪雨等の状況から、防災訓練等の実施が必要である。 <p>(河川改修等の治水対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国、道、町のそれぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤の整備などの治水対策について、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。 ○ ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ等の整備を進める必要がある。 	
【指標（現状値）】	
・コミュニティ活動参加人数	8,086人（H26）

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	
【評価結果】	
<p>(暴風雪時における道路管理体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。 <p>(防雪施設の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防雪柵や雪崩予防柵など必要な防雪施設の整備について、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を進めていく必要がある。 <p>(除雪体制の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各道路管理者（国、道、町）において、管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時には、各管理者間で情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。 	
【指標（現状値）】	
・道路等の危険施設解消	1施設（H26）

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

（冬季も含めた帰宅困難者対策）

- 積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・コミュニティ活動参加人数 8,086人（H26）

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- 被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道及び関係機関と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。
- 大規模災害時を想定した防災訓練などを通じ、情報収集・共有体制の強化を図っていく必要がある。

（自主防災組織の結成）

- 地域防災力の向上に向け、自主防災組織の結成促進等を図る必要がある。

（住民等への伝達体制の強化）

- 災害時における住民の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線などの整備を促進するとともに、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法をまとめた個別計画の策定を促進する必要がある。

（防災教育推進）

- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向け、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

（災害時における行政機関相互の通信手段の確保）

- 被災による有線電話や携帯電話など有線系統の通信不能時においても、情報伝達が可能となるよう、衛星携帯電話などの整備を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・観光ガイド利用者数 152人（H26）
- ・妊婦一般健康診査受診率 100%（H26）
- ・特定健康診査受診率 29%（H26）
- ・保育適齢児童数に対する保育充足率 49.4%（H26）
- ・学童保育利用者数 29人（H26）
- ・生活バス路線 2路線（H26）
- ・道路等の危険施設解消 1施設（H26）
- ・コミュニティ活動参加人数 8,086人（H26）

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

（支援物資の供給等に係る連携体制の整備）

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道、町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援活動を行っているが、災害時において、これらの活動が効率的に行えるようにする必要がある。
- 官民の連携体制の充実強化を図っていく必要がある。
- 関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ広域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携の下、多角的に検討する必要がある。

（非常用物資の備蓄促進）

- 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、他の自治体との広域応援体制の整備を推進する必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため道などと連携し啓発活動に取り組む必要がある。
- 非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|---------------|--------------|
| ・修学資金制度利用者数 | -件 (H26) |
| ・地域医療の拠点形成 | 1ヶ所 (H26) |
| ・コミュニティ活動参加人数 | 8,086人 (H26) |

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

（合同訓練など関係行政機関の連携体制整備）

- 道が主催する防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

（本道の自衛隊体制の維持・拡充）

- 東日本大震災時には、陸上自衛隊北部方面隊から最大1万3千人（延べ83万人）の人員が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、今後の町内外における大規模自然災害時に備え、本道の自衛隊が果たしうる役割や訓練環境に優れた本道の地理的特性等を踏まえ、道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保など、本道の自衛隊体制の維持・拡充を図る必要がある。

（救急活動等に不可欠な資機材の整備）

- 警察、消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備を充実する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|-------------|-----------|
| ・修学資金制度利用者数 | -件 (H26) |
| ・地域医療の拠点形成 | 1ヶ所 (H26) |

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（災害時拠点病院の機能強化）

- 災害拠点病院に求められている自家発電設備の整備について、災害時の救命医療や被災地からの重篤患者の受入など災害拠点病院の機能を確保するため、応急用医療資機材の整備など、所要の対策を図る必要がある。

（災害時における福祉的支援）

- 道では、災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、被災していない地域の社会福祉施設が被災地の福祉避難所等へ必要な人員を派遣する「北海道災害派遣ケアチーム」を組織しているが、派遣協定を締結した法人数は、52 法人、101 施設にとどまっており、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要がある。
- 被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を充実する必要がある。

（防疫対策）

- 災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期的予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を図るとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 修学資金制度利用者数 -件 (H26)
- ・ 地域医療の拠点形成 1ヶ所 (H26)

3 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

（道及び市町村の災害対策本部機能の強化）

- 道では、被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を業務継続計画の中で規定しているが、本町においては、今後、訓練などを通じ、本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画の見直しや業務継続計画の作成などを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、消防団活動・安全マニュアルの策定が求められている。また、消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、団員数が年々減少しており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するため、庁舎等の行政施設の耐震化を図る必要がある。

（業務継続体制の整備）

- 業務全体を対象とした継続体制について、整備を促進する必要がある。

（IT 部門における業務継続体制の整備）

- IT 機器や情報通信ネットワークの被災に備え、IT 部門の業務継続計画（IT-BCP）の策定を促進する必要がある。

（他自治体との広域応援・受援体制の整備）

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、他自治体との広域応援・受援体制の構築を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 広域連携による事業数 1 事業 (H26)

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

【評価結果】

（再生可能エネルギーの導入拡大）

- 北海道における再生可能エネルギーの導入は、今後更なる拡大が期待できることから、エネルギーの地産地消などの取組が必要である。

（電力基盤の整備）

- 北本連系設備については、現在 60 万 kw から 90 万 kw への容量拡大に向け電力会社の取組が進められているが、その早期実現に加え、国の主導のもとでの新たな整備手法による更なる容量拡大に向けた取組が求められている。

（多様なエネルギー資源の活用）

- 本町におけるエネルギー構成の多様化を推進する取組を促進する必要がある。

（避難所等への石油燃料供給の確保）

- 道では、災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、石油販売業者の団体や石油元売団体との間で協定や覚書を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

（食料生産基盤の整備）

- 大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けないよう、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

（農水産業の体質強化）

- 現在、本町の農水産業は、大変厳しい経営環境の中、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本町の農水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

（町産食料品の販路拡大）

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化などによる農水産物の販路拡大の取組など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。

（町産農産物の産地備蓄の推進）

- 国では、不作時等の緊急時に備えるため、米などの主要穀物の備蓄を行っているが、災害時には米以外の農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、農産物の長期貯蔵など、農産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

【指標（現状値）】

・新規就農者及び後継者	14 人 (H26)
・認定農業者数	24 人 (H26)
・施設園芸推進者数	18 人 (H26)
・養殖漁業導入者	6 人 (H26)
・新たな加工品の開発	0 件 (H26)
・ふるさと納税返礼品個	3,483 個 (H26)
・催事出店者数	1 件 (H26)

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（水道施設の耐震化、老朽化対策等）

- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策等、計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。

（水道施設の防災機能の強化）

- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化などの施設整備や、水道事業者における応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

（下水道施設等の耐震化、老朽化対策等）

- 地震時における下水道機能の確保のため、着実な整備が求められる。また、今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（北海道新幹線の整備）

- 東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成を進める上で、新幹線は基幹となる交通手段であるとともに、平時からのリスク分散や大災害時の緊急支援を円滑に進めるためには、北海道・本州間の陸路による高速輸送を可能とする新幹線の役割が大変重要であり、札幌までの延伸を可能な限り早期に実現する必要がある。
- 本州方面への食料供給に欠かせない鉄道貨物輸送の機能性・安全性を確保しながら、新幹線の高速走行を実現するため、青函共用走行区間の走行問題に関する抜本的解決を早期に図る必要がある。

（高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備）

- 函館・江差自動車道は、檜山南部や渡島西部で生産された農産物や各漁港で水揚げされた水産物の流通の利便性を高めるとともに、函館市に集中する高次医療施設への搬送時間の短縮や災害時における救援物資の運搬など、地域住民にとって安全安心な暮らしを確保するため、早急な整備が必要である。
- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

（道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策）

- 落石や岩石崩落などの道路防災総点検の結果に基づき、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、農道施設の点検・診断を引き続き推進するとともに、点検結果に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。

（航空ネットワークの維持・拡充）

- 広域分散型の北海道では、人員の移動や物資の輸送において、航空路線は欠くことのできない重要な役割の一つであるため、航空ネットワークを構成する国内・道内の各航空路線の維持・拡充を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・生活バス路線 2路線 (H26)
- ・道路等の危険施設解消 1施設 (H26)

5 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞	
【評価結果】 (本社機能や生産拠点等の立地) ○ 東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した本道の優位性を活かし、オフィスや生産拠点の本道への立地を促進するための取組を強化する必要がある。 (企業における業務継続体制の強化) ○ 中小企業の業務継続計画策定の促進や経営体質・基盤の強化を促進するため、各業種関係団体等と連携し、支援する必要がある。 (被災企業等への金融支援) ○ 国や道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。	
【指標（現状値）】 ・ 企業誘致数	1 件（H26）

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下	
【評価結果】 (陸路における流通拠点の機能強化) ○ 災害時においても陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通業務施設などの流通拠点の耐震化等を図る必要がある。	
【指標（現状値）】	

6 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次被害の発生	
【評価結果】	
【指標（現状値）】	

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

（森林の整備・保全）

- 大災害等に起因する森林の荒廃は、国全体の国土強靱化に大きな影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

（災害廃棄物の処理）

- 災害廃棄物処理の具体的な対応が求められており、迅速な処理体制を構築する必要がある。

（地籍調査の実施）

- 災害後の円滑な復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要となることから、調査等の推進を図る必要がある。

【指標（現状値）】

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 大規模災害の発生により、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

（建設業の担い手確保）

- 減少する建設業就業者及び技能労働者について、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に取り組む必要がある。

（技術職員による応援体制）

- 道内の被災市町村からの土木技術職員の応援要請に対応するため、道と一定の規模以上の道内市町村による連絡会議が設置されており、引き続き連絡会議の枠組みを活用した応援体制の強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ コミュニティ活動参加人数 8,086人（H26）

「起きてはならない最悪の事態」と分野別施策との整理対照表【上ノ国町】			人命の保護							救助・救急活動等の迅速な実施			行政機能の確保	ライフラインの確保				経済活動の機能維持		二次災害の抑制		迅速な復旧・復興等			
基本目標	関連分野	具体的な施策	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6	1-7	2-1	2-2	2-3	3-1	4-1	4-2	4-3	4-4	5-1	5-2	6-1	6-2	7-1	7-2		
			死傷者多数の発生	死者多数の発生	大規模津波等の発生	水害・異常気象等による広域的な被害	暴風雪等による被害	積雪等による被害	情報伝達の不備による被害	被災地での長期にわたる食料・飲料水の供給停止	消防・警察・自衛隊等の活動による被害	被災地における医療・福祉機能の確保	町内外における行政機能の確保	エネルギー供給の停止	食料の安定供給の確保	上下水道等の機能確保	都市交通等の機能確保	サプライチェーン等の機能確保	町内外における物流機能の確保	二次災害の発生防止	農地・森林等の荒廃防止	被災地での復旧・復興の遅れ	被災地での復旧・復興の遅れ		
創意工夫で地域の活力を起す産業交流のまち	農林業の振興	農業生産基盤の充実	●			●																			
		担い手の育成・確保対策									●														●
		地域特産物の導入																							
		流通体制の取組																							
		環境にやさしい農業の促進																							●
		畜産振興対策																							
		林業生産基盤の整備		●			●																		●
		計画的な森林施策の促進		●			●																		●
	水産業の振興	漁業基盤の整備			●																				
		水産資源の確保																							
		水産物のブランド化の推進																							
		担い手の育成・確保対策																							●
	商工業の振興	商工業活動への支援																							
		特産品開発、新産業創出等への支援																							●
	観光の振興	観光団体の育成・支援								●															●
PR活動の推進									●															●	
雇用・労働対策の充実	雇用機会の確保と勤労者福祉の充実									●	●	●												●	
	新エネルギーの導入促進													●											
だれもが安心して生涯健康やかに暮らせるまち	健康づくりの推進	健康づくり意識の高揚							●			●													
		特定健康診査とがん検診の充実								●		●													
		母子保健の推進								●															
		精神保健対策の実施																							
	地域医療の充実	地域医療体制の充実	●										●												
		救急医療の充実									●	●	●												
	子育て支援の充実	子育て支援の充実								●															
		保育サービスの充実																							
		要保護児童支援の充実																							
		保育所のあり方の検討	●							●															
	高齢者福祉の充実	安心して暮らせる住みよいまちづくりの推進								●															
		生きがいづくりの推進	●							●															
	障がい者福祉の充実	障がい者支援の推進								●			●												
		子ども発達支援の充実								●			●												
啓発活動等の推進									●			●													
地域福祉の充実	ボランティア意識の普及								●		●													●	
	社会福祉協議会等の活動支援								●		●													●	
自然と共生し美しくゆとりある安全安心のまち	防災対策の推進	総合的な防災体制の確立	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		地域での防災力の強化	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		災害時要援護者対策の充実								●															
		治山・治水対策の推進		●	●	●																			●
	安全・安心な環境づくりの推進	常備消防・救急体制の充実									●	●		●											●
		消防団の活性化									●	●		●											●
		火災予防・初期消火・救急救命に関する知識の普及	●								●	●													
		交通安全意識の高揚																							
		交通安全施設の整備	●							●															
		防犯意識の高揚																							
	環境保全の推進	環境保全意識の高揚																							
		ごみ収集・処理体制の充実																							●
		ごみ減量化・3R運動の促進																							●
		ごみの不法投棄の防止																							●
	生活環境の整備	生活排水施設の整備	●									●						●							
		公営住宅の整備	●																						
		水道事業運営の基盤強化	●								●							●							
		公園・緑地の整備	●																						
道路・交通・通信基盤の充実	要配慮者支援の充実								●																
	国道・道道の整備	●				●												●							
	町道の整備	●				●												●							
	安全で快適な道づくりの推進	●				●			●									●							
	公共交通機関の充実																	●							
情報通信基盤の整備	●				●	●	●			●		●													

「起きてはならない最悪の事態」と分野別施策との整理対照表【上ノ国町】			人命の保護							救助・救急活動等の迅速な実施			行政機能の確保	ライフラインの確保				経済活動の機能維持		二次災害の抑制		迅速な復旧・復興等		
			1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6	1-7	2-1	2-2	2-3	3-1	4-1	4-2	4-3	4-4	5-1	5-2	6-1	6-2	7-1	7-2	
基本目標	関連分野	具体的な施策	死傷者数の発生	死者の発生	の大規模津波等による多数の死者の発生	水つ異常気象等による広域浸水	発生通過絶等に伴う死者の発生	害体積等未整備による避難困難	情報伝達の不備・途絶等による死者の拡大	給等被災地での食料・飲料水の長期停止	活動の停止による救助・救急等の遅延	社被機能等における医療・福祉機能の低下	の町内外における行政機能の低下	エネルギー供給の停止	食料の安定供給の確保	た上下水道等の長期間にわたる機能停止	能域外との基幹交通及び機能の低下	やサブプライムの寸断による企業活動等の停滞	等町内外における物流機能の低下	るため二次災害の発生等による被害の拡大	る農地・森林等の荒廃による復旧・復興の遅延	幅等災害による復旧・復興の遅延	の復旧・復興等を担う人材の不足	
			死傷者数の発生	死者の発生	の大規模津波等による多数の死者の発生	水つ異常気象等による広域浸水	発生通過絶等に伴う死者の発生	害体積等未整備による避難困難	情報伝達の不備・途絶等による死者の拡大	給等被災地での食料・飲料水の長期停止	活動の停止による救助・救急等の遅延	社被機能等における医療・福祉機能の低下	の町内外における行政機能の低下	エネルギー供給の停止	食料の安定供給の確保	た上下水道等の長期間にわたる機能停止	能域外との基幹交通及び機能の低下	やサブプライムの寸断による企業活動等の停滞	等町内外における物流機能の低下	るため二次災害の発生等による被害の拡大	る農地・森林等の荒廃による復旧・復興の遅延	幅等災害による復旧・復興の遅延	の復旧・復興等を担う人材の不足	
自ら学び地域とともに人を育む教育文化のまち	社会教育・生涯学習の推進	社会教育関連施設の充実					●																	
		特色ある社会教育プログラムの整備と提供																						
		指導者の育成と団体等の活動支援	●						●	●	●													●
	学校教育の推進	学校教育の充実							●															
		心の問題への対応																						
		特別支援教育の推進								●		●												
		子どもの安全の確保								●														
	次世代を担う人材育成の推進	家庭教育の充実	●						●															
		幼児教育の充実																						
		青少年教育の充実							●	●	●													●
	スポーツ・文化活動の推進	スポーツ施設の整備充実・有効活用	●					●																
		多様なスポーツ活動の普及促進																						
		スポーツ団体の育成・支援																						
		芸術・文化団体の育成・支援																						
	地域文化の保存・伝承・活用の推進	文化財施設の整備と活用の充実	●																					
文化財の保存と活用		●																						
語らいとふれあいが実感できる参画協働のまち	住民参画のまちづくり	協働のまちづくりに向けた住民参画の仕組みづくり						●																
		広報・広聴活動の充実	●				●	●	●															
		情報公開の推進																						
		ボランティア団体等への支援							●	●	●													●
	コミュニティ活動の推進	コミュニティ意識の高揚	●	●	●	●	●	●	●	●	●													●
		町内会活動の活性化							●	●	●													●
		コミュニティ施設の整備	●					●																
	広域行政の推進	広域行政の拡充										●												
		広域連携の推進								●	●	●											●	●
	効率・効果的な行財政運営	行政改革の推進										●												
健全な財政運営の推進		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
職員の資質向上											●													